

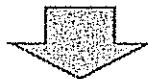
第9回地方消費者行政専門調査会 説明資料

平成22年12月16日
消費者庁

行政と多様な主体との連携について～基本的視点～

視点

- 地方消費者行政の充実・強化を図っていくためには、何よりも地域住民の意識を高めることが必要
- そのためには、地域において「消費者」をキーワードに活動する多様な主体の参加・連携による取組みが必要



望ましい姿

- 住民意識の高まり、地方公共団体の発意に基づく消費者行政の充実・強化
- 地方公共団体における「総合的な対応力」の向上
- 安全・安心な消費生活の確保

行政と多様な主体との連携について～国としての取組①～

「住民生活に光をそそぐ交付金」

- 今般成立した補正予算において、「住民生活に光をそそぐ交付金」として1,000億円が措置されており、対象分野の例として、「地方消費者行政」が第一に挙げられている。
- 本交付金を活用し、地方公共団体において、
 - ①地域の多様な主体(NPO、社会福祉関係団体、自治会など地縁団体、教育関係者、事業者など)が消費者問題を解決するために連携
 - ②地方公共団体内の幅広い部局が連携し、消費者問題へ対応力の向上といった取組が進むことを期待
- 消費者庁としても、長官から知事への親書の発出や地方での説明会に出向くなど積極的に働きかけを行っているところ

3

行政と多様な主体との連携について～国としての取組②～

消費者行政ブロック会議

- 各ブロックごとに都道府県・政令指定都市の消費者行政担当部長と消費者庁幹部の「交流の場」を設け、消費者庁から地方公共団体への情報発信や、地方公共団体間の情報交換・交流などを図ることを目的に開催
- 当庁からも長官が出席し、多様な主体との連携や地方公共団体庁内関係部局との連携について意見交換を行っているところ
- (※)本年度については、北海道東北・関東・中部北陸・近畿ブロックは実施済。年明けに中国四国・九州沖縄ブロックにて開催予定。

地方消費者グループ・フォーラム

- 年明けより、全国8ブロックにて、「地方消費者グループ・フォーラム」を開催
- 地域にて、「消費者」をキーワードにして活動する団体・グループの「交流の場」を設け、連携を促進

行政と多様な主体との連携について～事例紹介①～

～多様な主体による参加・連携～

みえ・くらしのネットワーク

設立年：平成22年2月設立

構成員：行政、消費者団体、事業者、弁護士会等

狙い：消費者、事業者、行政等が連携・協働し、相互理解、相互協力をすることにより、広く消費者への啓発を行い、被害防止を推進する。

岩手県消費者行政推進ネットワーク

設立年：平成22年4月設立

構成員：知事(本部長)、岩手県、管内市町村、関係団体(弁護士会等)

狙い：岩手県全体として消費者行政の充実を図るとともに、消費者被害のない地域づくりを進めるため、行政や関連団体が連携・協働を進め、オール岩手として消費者行政の解決力及び県民の消費者力の向上を図る。

5

行政と多様な主体との連携について～事例紹介②～

～多様な担い手の養成～

神戸コンシューマー・スクール

概要：神戸市では、平成21年9月より「コンシューマー・スクール」を開講し、市民に対する消費者教育を推進するとともに消費生活相談員等の指導を行う、消費者問題の専門家（「消費生活マスター」）の養成を行っている。

平成21年に30名の消費生活マスターを養成。22年度も30名が受講中。

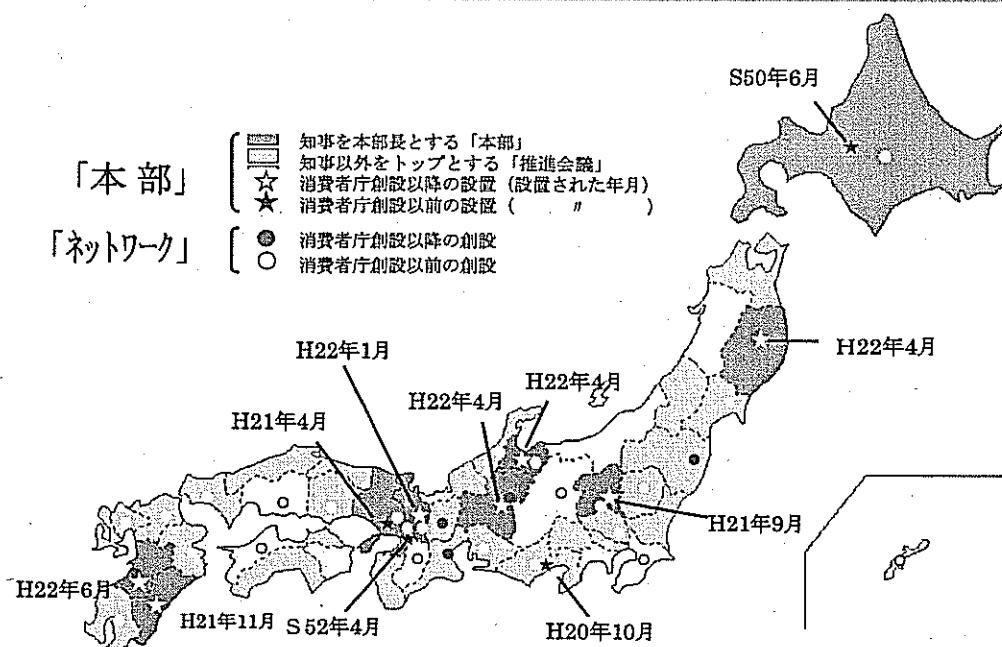
「行方市くらし安全マイスター」派遣制度

商工観光課が商工関係行政で関わりのある商工会と連携して実施する事業。消費生活センターが実施する研修を受講して、商工会長の推薦を受けた事業者が「行方市くらし安全マイスター」として認定。認定された事業者は、市民に対して、リフォーム等に関する相談・助言・指導、トラブル現場の確認・問題解決への助言・指導などをボランティアとして行っている。なお、地元住民との信頼関係の構築といった同事業のメリットについて、商工会・事業者側の理解が得られ、平成22年9月現在で19事業者が認定されている。

6

行政と多様な主体との連携について

～「消費者行政推進本部」の設置及び地域の消費者団体等のネットワーク形成状況～



地方消費者行政の充実・強化に向けた組織体制と人材育成のあり方

専管部署設置状況

消費者行政担当職員配置状況

現状(平成21年度当初)

- 都道府県においても、専管「課」以上を設置している割合は約4分の1
- 市区町村では、専管「課」以上を設置している割合は、1.4%。「係」レベルでも、1割弱

- 地方公共団体において、消費者行政に従事する職員は5,190人(※)
- 都道府県では、約7割5分、政令市では9割強が専任職員
- しかし、市区町村では、専任職員は1割強(※)消費者行政の本課及び消費生活センターに配置されている職員数

平成22年度の動き

<専管部署の設置>

- 北海道・新潟県…「課」を設置
- 秋田県・鹿児島県…「室」を設置
- 東京都…「消費者情報総括担当課長」を設置(22年1月)

<定員の増員>

- 14都道府県にて、定員を増員
- 「その他」
- 「基金」を活用し、法執行担当職員を新たに配置

地方消費者行政の充実・強化に向けた組織体制と人材育成のあり方

人材育成に関する国の取組について

○国民生活センターでの研修

平成22年度では、計78コース実施。うち55コースは地方にて実施。相談員対象コースなどのほか、行政職員対象の研修も8コース実施。

○研修の充実

・執行専門研修の実施

ケーススタディの充実により一層の「実戦志向」を図った「執行専門研修」を本年6月に実施。全国の都道府県、経済産業局等から約100名が参加。

・法令研修の実施

執行を行うに必要な法令解釈スキルの向上を目的とした「法令研修」を本年9月に実施。全国の都道府県、経済産業局等から約80名が参加。

○行政実務研修員の受け入れ

○「地方消費者行政活性化基金」を通じた支援

・国民生活センターでの研修参加支援

・法執行担当者の配置

9

参考1

「地方消費者行政の充実・強化に向けたプラン」(平成22年2月策定)(抄)

3. 主なテーマごとの「地方への期待」と「消費者庁の取組み」

(2) 法執行の強化

① 法執行を担う体制整備と人材強化

【地方への期待】

- 執行を担う職員の配置と専任化を
- 執行を担う職員の経験・研修の充実を
- 組織としての位置づけの強化を

【消費者庁としての取組み】

- 研修員の受入れなどによる人材育成の強化に取り組みます
- 執行担当職員への研修を充実します
- 国・国の地方機関との連携・協力を強化します

10

参考2

「地方消費者行政の充実・強化に向けたプラン」(平成22年2月策定)(抄)

(4) 行政・担当職員の取組みの強化

① 首長のリーダーシップと連携の体制づくり

【地方への期待】

- 「消費者行政推進本部」の設置など総合的な推進の体制づくりを

【消費者庁としての取組み】

- 首長・担当幹部のリーダーシップの重要性や関係部局の横断的な連携の必要性を働きかけます

② 職員の研修の充実と「キャリアパス」の構築

【地方への期待】

- 職員による相談員に対する積極的なサポートを

- 職員の専門性の向上を

- 消費者行政担当職員の「キャリア・パス」の構築を

【消費者庁としての取組み】

- 職員向けの研修の拡充などを図ります

- 国と地方との人的交流を強化します

11

参考3

「地方消費者行政の充実・強化に向けたプラン」(平成22年2月策定)(抄)

(5) 地域における連携・地域を越えた連携・国との連携の強化

① 地域の関係団体との連携・協力

【地方への期待】

- 関係団体との連携の強化を

- 国と地方との人的交流を強化します

【消費者庁としての取組み】

- 地域での連携の強化のための支援の充実を図ります

- 地域での連携の強化のための「交流の場」を設けます

② 「参加型」活動の展開

【地方への期待】

- 「参加型」活動の展開を

【消費者庁としての取組み】

- 「参加型」活動の支援の方策について検討します

③ 消費者教育・啓発活動の展開

【地方への期待】

- 教育の「現場」に向けた関係団体との連携の強化を

【消費者庁としての取組み】

- 消費者教育と啓発についての検討を深めつつ、関係府省との緊密な連携を図ります

④ 国と地方のネットワーク強化

【地方への期待】

- 情報の一元的集約への協力を

【消費者庁としての取組み】

- 情報の結節点として、地域のお役に立つ情報インフラと情報の内容を整備します

12

参考4

「消費者基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)(抄)

【具体的施策】

2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

(1) 地方公共団体への支援・連携

「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策の推進、「集中育成・強化期間」後に向けた取組を実施します。

施策番号	具体的施策	担当省庁	実施時期
121	「集中育成・強化期間」中においては、地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進します。また地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。さらに、消費生活相談員の処遇の改善、地方消費者行政活性化基金の一層効果的な活用策について具体的な検討を行います。	消費者庁	直ちに着手します。
124	都道府県における法執行強化(景品表示法、特定商取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等)を図るため、地方からの研修員受入れ、執行研修の充実等を通じた人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じた国と都道府県の連携などの支援を行います。	消費者庁	継続的に実施します。
125	消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点を置き、地方の主要都市において消費生活相談員養成講座や専門事例講座等を実施します。	国民生活センター	継続的に実施します。

13

参考5

「消費者基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)(抄)

【具体的施策】

2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

(2) 消費者団体等との連携

消費者団体等と連携し、それらの活動の促進を図ります。

施策番号	具体的施策	担当省庁	実施時期
129	消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。	消費者庁	検討の結果、可能なものから逐次実施します。

14

